

## 藤原基経の政治姿勢

山本 昌治

はじめに

私は、昭和五十年（一九七五）に『前期摂関政治の様相』を上梓して以来、藤原氏の政治姿勢に関心を持ってきた。何しろ、始祖中臣鎌足以来、我が国の政治の中心に、藤原時代といわれる一時代を築いた歴史的事実をみて、その原因はどこにあるのか、その権力を維持できた背景は何であったか、等々を明らかにできないものかと考えていた。

奇しくも、近年、関裕二氏の『藤原氏の正体』（新潮文庫）に接して、私のもやもやしたものが少し晴れてきたようにも思えたが、私の研究対象としている人物は、主に平安時代の前期摂関期に登場した人物で、中でも藤原基経に強い関心を持ち続けてきた。その基経が、関氏のいう藤原氏の正体のどの部分の人物として取り上げられているのか、そのことを考えるのが本稿執筆の動機となったのである。

関氏は、藤原氏に対して、非常に厳しい批判をしている。関氏の言辞を個々にピックアップする余裕はないが、内容の一部を要約するとおおよそ次のようである。

藤原氏の始祖中臣鎌足以来、日本の頂点に君臨し続け、それは「天皇家のため」ではなく、自家の繁栄のためで、「天皇」は政争の道具であり、天皇家をないがしろにした一族といえ、蘇我氏の名がすぐに挙がるだろうが、藤原氏に至っては、皇族を殺めたり、邪魔になった皇族をいとも簡単に闇に葬り去るこ

ともいとわなかった。「天皇」は長い間、「藤原」の私物であり、いかに操ろうが、藤原氏の勝手であった。天皇でさえさういう扱いであるから、他氏排斥など簡単に事件を捏造して抹殺するのさえ当然のことと考え、それがいつの間にか藤原氏の常套手段化していった。藤原氏の名の中にある「フジ」は、「不時」の連想から忌み嫌われ、一方で藤の花の垂れ下がる様が、豊作を暗示するとして神聖視されもしたが、他方、その特性から右巻きを伸ばし、他の植物に寄生し、養分を吸い取って成長する、つまり藤のとりついた木は枯れてしまうという残酷な一面ものぞかせている、というように断言されている。

さて、基経はどうであったか。彼の政治生命で問題となるのが、先ず第一に十九歳で叙爵という極端に早い出世、第二に三十一歳で先輩七人を超えて中納言に任ぜられたこと、第三に天皇の廃立問題と、第四の阿衡の紛議である。

私は、これらの点を検討することによって、基経の政治姿勢を明らかにしたいと考えている。

### 藤原基経の出世（一）

基経は、藤原良房の兄長良の三男で、母は北家魚名流総継の娘乙春である。承和三年（八三六）に生まれ、仁寿二年（八五二）、藏人に補され、同四年、十九歳で叙爵した<sup>(1)</sup>。この叙爵年齢十九歳というのは、他の人物（例えば冬嗣、良房、兄の国経等）と比較しても驚異の抜擢といえよう。

この件について、基経が良房の養子成立の時期を問題とする

説がある。いわば、良房の養子になったか否か、がこの驚異の抜擢の条件であるということである。早い時期（昭和三十八年八月）に問題視されたのは、坂本太郎氏である。坂本氏は「藤原良房と基経」に於て

いつ良房の猶子となったか記録はないが、基経の叙爵した仁寿四年には良房はすでに五十一歳であるから、それ以前に猶子に定められていたであろうことはまちがいない。<sup>(2)</sup>とされ、「仁寿四年（八五四）以前説」を採られている。

次に、米田雄介氏の説がある。米田氏は、平成元年十二月、「藤原良房の猶子基経」に於て、先ず坂本太郎氏の説に疑問を呈し、

基経の叙爵をもって直ちに良房との関係を議論することは妥当ではない。

とし、  
基経が良房の猶子になったのは長良の薨去から良房の薨去到至る間のことであつたと考えられる。<sup>(3)</sup>

と結論されている。長良の薨去は斉衡三年（八五六）七月、良房のそれは貞観十四年（八七二）九月であるから、その間は約十七年二ヶ月もある。そこで米田氏は、基経と従兄弟の常行とは同年齢で、殆ど同じように官位が昇進していたが、両者の官位の差が開くのは貞観八年十二月からであることに注目し、貞観八年（八六六）閏三月の

応天門の変の処理に当たつての基経の沈着冷静な判断力と、その変のあとの政局の混迷を收拾した際の手腕が評価され

て、基経の官位が急速に昇進したものと思われる。しかもそれとともに実はこの時、基経は良房の猶子となったのではあるまいか。<sup>(7)</sup>

とし、さらに

基経が良房の猶子になったのは、応天門の変後に、良房を再び政治の表舞台に引き出した基経の手腕が評価された結果ではなかったかと考えている。<sup>(8)</sup>

として「応天門の変後説」を出されている。

筆者は、平成十年三月に「藤原基経の良房猶子の時期について」（『大阪青山短大國文第十四号所収』）を發表し、その中で、以上の二説について詳しく述べ、さらにそこで第三の説として、良房の一人娘 明子の結婚（嘉祥二年 八四九）直後、即ち基経十四・五歳頃に、猶子になったという説を提唱した。

ところが、平成三年十二月に、栗原弘氏が「藤原良房・基経の養子関係の成立時期について」（『古代文化』四三―一二所収）に於て、米田説を否定され、

坂本説のように基経は叙爵の時（19才）に優遇されているからこれ以前には成立していたと思われる。しかし、より一層分析すれば、基経は任藏人（17才）の時にも優遇されているので、これよりも以前であつたはずである。そして、基経が同世代の兄弟、イトコと比較して優遇されていることが最も遡つて確認できるのは元服である。従つて二人の間に養子関係が成立したのは少なくとも元服（16才・仁寿元年 八五一）より以前であつたと考えられるであろう。<sup>(9)</sup>

として、基経の「元服（十六歳・仁寿元年（八五一）以前説）」を出されている。

基経の良房猶子時期についての諸説を早い順に示すと

筆者 嘉祥二年（八四九） 良房の娘 明子の結婚 直後

栗原説 仁寿元年（八五一） 元服 直前

坂本説 仁寿四年（八五四） 叙爵 直前

米田説 貞観八年（八六六） 応天門の変 直後

となり、筆者の説が最も早い時期となる。従って基経の叙爵時には、坂本氏の主張されるように、すでに良房の養子となり、愈政治家として、仁寿二年（八五二）正月に蔵人に補され、初舞台を踏むことになった。<sup>(10)</sup>

結局、基経の十九歳の驚異の叙爵という事実は、良房の養子が成立していたことが大いに影響していたと考えてよい。

その後、常行と同テンポで昇進、参議になったのも同時であった。常行の父は、長良・良房等の弟良相で、右大臣にまで上りつめた人物である。

#### 藤原基経の出世（二）

基経は、応天門の変の直後、貞観八年（八六六）十二月、養父良房にない七人を超えて従三位中納言となった。<sup>(11)</sup> 三十一歳であった。

ここで、一旦基経を置いて、養父良房の七人越えはどのような事情で実現したのか、について述べる必要がある。

良房の父 冬嗣は、長男 長良（基経の実父）、五男 良相（常

行の父）等の親で、弘仁十年（八一九）より公卿の首班に列したが、当時はまだ藤原氏にとって安定した状況ではなかった。

しかし、冬嗣は、嵯峨天皇の信望を得て、初代蔵人頭に補されて以来、天長二年（八二五）四月左大臣に任ぜられるまで、わずか十五年であった。大同二年（八〇七）に春宮亮に任ぜられ、<sup>(12)</sup>

天皇の東宮時代に特に親密なつながりをもつことができた。その関係から、前述の如き出世及び公卿の首班に列することができたが、それ以後、北家から誰一人として公卿に登用されてこ<sup>(15)</sup>ない。ただ北家と関係をもつ南家の三守と貞嗣のみが参議から中納言に昇進しただけであった。冬嗣にとっては、こういう事態は決して喜ばしいことではなかったであろう。嵯峨天皇との直接的な姻戚関係を持たないことの不安が、冬嗣の心の中にわいてきたと考えても不思議ではない。そこで冬嗣は、嵯峨天皇と姻戚関係を結ぶために、天皇の皇女 源潔姫を次男 良房の室に迎<sup>(16)</sup>え、さらに、嵯峨天皇の皇子 正良親王（仁明天皇）が淳和天皇の皇太子とられた日、冬嗣の娘 順子を皇太子の妃として宮に入れしめたのである。<sup>(18)</sup>

冬嗣は、一族発展の願いが特に強く、皇室との姻戚関係を取り結ぶことによつて、良房の政治権力の確立を容易ならしめる素地を作ったといえよう。かくして良房は、承和二年（八三五）に先輩七人を超えて権中納言となった。<sup>(19)</sup> 権官ではあるが、中納言四人の例は、父 冬嗣に継ぐものである。<sup>(20)</sup> これは、まさに父冬嗣の皇室との姻戚関係を結ぶことへの並々ならぬ努力の賜物であった。これからの政治を藤原氏、中でも特に北家が中心とな

って運営せねばならないという確固たる信念のもとに採った政策であった。

元に戻って、基経の中納言就任の事情はどうであったか。これについて、近年（平成二十一年）、瀧浪貞子氏の「陽成天皇即位の真相―摂政と上皇・国母―」なる論文があり、その中で「良房が当初後継者として期待していたのは基経ではなく、良相ではなかったか」として、その理由を述べておられる。<sup>(21)</sup>（良相は良房の弟）。それを簡単に要約すると

(イ)、右大臣 良相は、行政手腕に長けた有能な人物である。

(ロ)、良相が姉の順子(皇太后)にことさらに目をかけられていた。

(ハ)、良相に対する信頼と期待は、良房の兄 長良(基経の実父)

の没後、いつそう強まり、それは良相の嫡男 常行の昇進にも及んでいる。常行と従兄弟の基経とは同年齢ではあるが、叙爵以来、常に基経が一步リードして昇進されてきた。ところが天安二年(八五八)以後―長良の没後二年―の人事では逆に常行に先行され、常行が重視されることになった。

(二)、基経は二つの問題点をかかえている。

1、基経の姻戚関係―近い将来、天皇の外戚関係を築ける状況にはない。

2、父 長良を失ったこと―当時の慣習からすれば、後見者を持たない者の政治的立場は極めて弱い。

(ホ)、貞観八年(八六六)の応天門の変で、良房は良相・常行父子を捨てて、後継者を基経・高子の兄妹に切り替えざるを得なかった。

ということである。

筆者は、先述のように、昭和五十年に上梓した際、基経と常行の昇進状況に触れ、「お互いにライバル意識をもって、全くシソーゲームをやっているように…」と述べ、かつ中納言昇進についても、単に「良房のあとにならわせようとする配慮」からであると結論づけてしまったが、この瀧浪貞子氏の卓説に接し、応天門の変後の良房の後継者の切り替えによる異例の昇進であろうことに賛意を表したいと考えるに至った。ただその後継者の一員に高子を含めていることに首肯し難い点があるが、この件については後の項で触れたい。

そしてもう一点、基経は父 長良を失ったことで、後継者を持たない者：と述べておられるが、瀧浪氏によると、この時点では、まだ基経は良房の猶子になっていないことになる。筆者は、良房本人が立派に後見できる立場にあるものと考えていたので、瀧浪氏はこのことについてどう考えておられるのか、むしろ基経の良房猶子問題については全く無関心でおられるのではなからうか、と思えるわけである。筆者は、もし応天門の変に良相が係っていないならば、良房自身が薨じるまで、後継者として良相に託し続け、猶子 基経と常行が共に政界の重鎮としてリードできるように基礎固めをする考えであったらうと思うのである。またそれができる立場にあったのではなからうか。いずれにしても、基経が上席者七人を超えての中納言就任は、基経本人の力量も然りであろうが、義父 良房の強い推薦があればこそ違いない。

## 陽成天皇廃位と光孝天皇の擁立

元慶八年（八八四）二月四日、陽成天皇は手書を太政大臣藤原基経に送り、病気を理由として退位を告げ、内裏を去って二条院に移られた。<sup>(22)</sup> 貞観十八年（八七六）十一月、父清和天皇より讓位されてから、わずか七年余の在位であった。病気は表向き理由で、元服後、陽成天皇の御乱行があり、これが暴君と呼ばれるに相当する行為であったため、太政大臣基経によって廃位させられた、というのがその理由である、とされている。

その間の事情について、すでに角田文衛氏から和田英松博士の「陽成天皇の暴君説」が紹介され、<sup>(24)</sup> その他にも、昭和十四年に、川上多助氏の『平安朝史上』、三十八年、坂本太郎氏「藤原良房と基経」（日本歴史学会編『歴史と人物』所収）、四十年に目崎徳衛氏「藤原基経」（竹内理三編『平安王朝―その実力者たち―』所収）等の論究が掲げられるが、いずれも陽成天皇の暴君説またはそれを首肯する見解を出されており、まさに暴君説が定説化したとみてよい。このように陽成天皇の暴君説が長く学会を支配していた背景に、藤原基経の政治姿勢が、天皇廃位という前代未聞の行為を非難されるのではなく、むしろ基経の功績としてとらえられていることがあるのである。これについて、筆者は「藤原基経の天皇廃立について」（『青山短大紀要』第四号・昭和五十年一月）に於て、『愚管抄』・『神皇正統記』及び『玉葉』等の史料を引用し、次の天皇候補として、基経にはすでに外孫に貞保親王、貞辰親王がおられたが、これらを避

け、先の承和の変で廃された恒貞親王を迎えようとしたが固辞されたため、仁明天皇の皇子時康親王を擁立して光孝天皇の実現をみた、<sup>(25)</sup> というように述べた。そのようなことから、基経は後世に於て、国家の功臣としての評価を与えられているのである。陽成天皇の退位についての暴君説はこのような事情から採られたことが容易に想像できよう。

これに対して、陽成天皇の退位の原因を他に求めた見解が、昭和四十三年に相次いで出された。一つは、山口博氏で、同年『日本歴史』四月号（第二三九号）に「陽成天皇の退位をめぐる二つめは角田文衛氏で、註<sup>(24)</sup>に掲げたのがそれである。今、両氏の説を簡単に紹介しよう。

山口氏は、陽成天皇の業平胤説 ↓ 政権の在原移行 ↓ 基経の強制的廃位、という三段論法による基経の陰謀説。

角田氏は、山口氏の見解を軽く否定して、基経・淑子側対皇室側に立った高子との権力闘争からくる基経の陰謀説である。筆者は、これら諸氏の見解には、ある面で首肯できても、全面的に支持し得ない点もある。それには、先ず陽成天皇即位の時点から、清和上皇と基経との三者の関係を、事実の時間的経過に従ってみていく必要がある。

貞観十八年（八七六）十一月二十九日に

天皇讓二位於皇太子<sup>一</sup>。勅<sup>二</sup>右大臣從二位兼行左近衛大將

藤原朝臣基経<sup>一</sup>、保子輔幼主<sup>一</sup>。撰<sup>三</sup>行天子之政<sup>一</sup>、如<sup>二</sup>忠仁

公故事<sup>一</sup>。

との詔を、清和天皇は基経に下された。新天皇は、わずか九歳

であるから「忠仁公（良房）が朕を助けてきたと同じように、摂政として幼帝を保輔するように」との命令である。基経は、一応儀礼的に辞退の上表文を提出したが勅許が得られず、良房に引き続いて陽成天皇の摂政に就任した。基経は、その職掌について疑義を抱いていたのではあるが、ここでは「保（輔）幼主（主）」<sup>(27)</sup> すること、一応受諾し、若い天皇を保ち助けることとした。

基経は、摂政とは、天皇がお若い間（元服まで）、天皇を保輔するものだと考えてのことであろう。瀧浪貞子氏は、即位後の陽成天皇について、「儀式をこなし、その一方で勉強にも励んでいる。基経によって本格的な帝王教育がなされたことを知る。また基経も摂政として幼帝陽成を補佐し、精力的に天皇の任務を代行している。」<sup>(27)</sup>と指摘されている。太政官の政務も従来通り順調に進んでいた。『三代実録』をみる限り、元慶三年（八七九）頃までは、天皇と基経との間に目立ったトラブルがない。ところが、翌四年頃から、基経は諸氏の指摘されるように、政務をボイコットするようになったのである。何が原因したのか。これについて、筆者は、清和上皇の行為にある、とみている。何故なら、清和上皇は、天皇現役時代から仏教への御信仰が深かったが、讓位後は、専ら仏教に心を傾けられ、元慶三年五月には落飾入道されたにもかかわらず、十月になると能吏の聞こえ高い在原行平・藤原山陰両参議を従えて、大和国へ行幸されたこと、そして翌四年十二月四日、清和上皇の崩御の日、陽成天皇は勅を下し、上皇の遺志として基経を太政大臣に任じたこと<sup>(28)</sup>などがそれである。これは、明らかに上皇の国政への関与であ

る。先の陽成天皇への讓位の詔の中で、基経に摂政就任を要請し、上皇の「国政への関与」即ち「上皇権」（この語は瀧浪氏の用語である）を放棄する意図を宣した筈である。基経は即座に辞退の上表文を提出し、「伏願垂（下）収新命（命）」<sup>(29)</sup>として、上皇からではなく、陽成天皇からの新しい任命を求めた。しかし、陽成天皇の勅答は、「此職、太上天皇之所（所）拜授、豈是朕之可（可）自由一乎。」<sup>(30)</sup>であって、朕が自由にできない、として勅許されなかった。このことが原因で、基経は私邸枇杷第に引き籠ったのである。それを、諸氏は、陽成天皇への嫌がらせとか、政務のボイコットなどと表現しているが、筆者はそうは見えない。基経には、彼流の考えがあり、天皇の元服まであと二年は摂政という立場に居る。その上に清和上皇の関与がなされると、幼帝には二重の干渉があり、政治の混乱を招きかねない、と予測したのでないか。上皇は崩御されたあとは、代わりに国母の高子がそれに当たるのが自然であろうと考え、幼帝の負担を軽くするためにも自らは身を引くという挙に出たと考えるのである。清和上皇崩御の後、天皇は母高子の居所弘徽殿に近い常寧殿に遷御された。瀧浪氏によると、「父清和の死によって気持ちが悪くなったのか、母（居所は弘徽殿）の近くにいた」というのが、遷御の理由であった。<sup>(31)</sup>が、少年天皇にとって、最も安住の地は母高子の側であろう。基経もそれはよく理解していたのではなからうか。ところが、それから二ヶ月余り後の翌五年二月に、天皇は常寧殿から清涼殿に戻られた。<sup>(32)</sup>基経は、母高子の指導・助言のもとで、天皇として少しは成長したので

あろうと考え、太政大臣の辞退の上表文を続けて二度（同二十一日と四月二十五日<sup>(34)</sup>）提出したが、勅許に至らなかつたばかりか、天皇からの新たな任命もないままであった。

翌元慶六年（八八二）正月に、陽成天皇は十五歳になられ、元服の儀が行われた<sup>(35)</sup>。基経は、天皇としての自覚をもった行動を期待しつつ加冠役を勤め<sup>(35)</sup>、そして同月二十五日、それまで就いていた摂政辞任の上表文を提出し、万機は陽成天皇御自身が親裁されるよう要請したが、天皇は、自分としては、父上皇の遺志に順うのみとして<sup>(36)</sup>勅許されず、天皇の成人後も摂政を続けることになった。しかし、基経の論理からすれば、元服後の天皇に摂政は不要であるから自らは私邸に引き下がって、一応政務を離れることにしたのである。筆者は、天皇が立派に成人し、天皇としての自覚を持ったものとして、やや不安があつたかも知れないが、あとは高子の存在がよき支えとなるものと考え、静観するつもりでの行為であつたと考える。瀧浪氏は、「基経はこの時（元服前）すでに陽成を廃位に追い込む意図をもっていた」として「基経対天皇・国母高子」の構図のもと、かなり辛辣な批評を、説得力ある論をもって展開されているが<sup>(37)</sup>、そうではなく、天皇が基経の期待に近い形で任務をこなしていたとみたのではなからうか。

ところが、基経にとって全く予期しない事件が起こり、それがもとで陽成天皇廃位を決意したのである。その事件とは、陽成天皇元服二年後の元慶七年（八八三）十一月十日、殿上に於て、源蔭の男益が、天皇に格殺されるという事件である。同

十三日には、この事件があつたために大原祭や他の祭祀は中止となり、十六日も新嘗祭を停止したが、天皇は、それにもこりず禁中で秘かに馬を飼ったりして、まわりから輦蹙を買つていたので、基経は宮中に居た庸猥なる群小（数人の不良仲間）を追放した<sup>(38)</sup>。それだけではなく、その一年半ほど前の、天皇元服後間もない元慶六年二月にも、母高子の居所弘徽殿で、宮中に於ては相応しくない鬪鶏を御覧になるといふようなことがあり<sup>(39)</sup>、諫める立場にある筈の母も同席していたらしい。基経は、そういった天皇としての自覚に欠けた陽成天皇に期待を裏切られたという思いから、不良仲間を追放し、この時、陽成天皇廃位を決断したのである。陽成天皇は、元慶八年（八八四）二月四日に病気を理由として自ら退位を望んだ形をとつたが、この殺人事件によって廃位に追い込まれたというのが真相であろう。85

陽成天皇の廃位は、事前に予期されていたものではなかつたということである。そして次の天皇には、普通に考えれば、基経は自身の権力基盤となる自分の外孫を擁立し、摂政となつて幼帝の後見に当ることができるのであるが、敢えてそれをせず、身内関係の薄い、その上、五十五歳という高齢の光孝天皇を擁立したのである。

瀧浪貞子氏は、この点について、「ミウチの皇子を幼帝とした場合、基経の論理からすれば代行は陽成上皇もしくは高子皇太后が当たり、基経の関与は間接的なものに過ぎなくなる。基経が権勢の座を得るにはミウチ以外であり、陽成・高子を完全に排除するためにも成人天皇でなければならなかつた。」と述べて<sup>(40)</sup>

おられる。従来から言われている藤原氏の権勢独占とみる立場からすればそのようになるのであるが、筆者はそうは考えない。瀧浪氏の述べられているように、二人の親王のどちらかを立てたのでは、陽成天皇時代と何ら変わらず、まして天皇としての自覚を期待することにも不安がある。基経は、やはり人格識見ある成人天皇が望ましいと考えたのではなからうか。そこで先ず候補にあげたのは、承和の変で廃された恒貞親王であった。親王の人格・学識・才芸について、『扶桑略記』の親王薨伝に「親王性寛雅、美ニ風姿」。(中略)天顔咫尺、礼容嚴備。降レ殿拜舞、举止閑麗。(中略)(頃之出家為ニ沙門、名ニ恒寂、崇ニ信仏道。精進持戒、経ニ歴歳時、絶而無レ虧。沐浴静坐、无レ病而薨、時年六十矣。)<sup>(41)</sup>とある。しかし固辞されたために仁明天皇の皇子 時康親王を擁立して光孝天皇の実現をみたことは先に述べた通りである。親王の人格は「少而聡明、好読ニ経史」。容止閑雅、謙恭和潤、慈仁寛曠、親ニ愛九族。性多ニ風流、尤長ニ人事」<sup>(42)</sup>であり、しかも天皇と基経は、もともと二人の母が、ともに藤原総継の女であるから、従兄弟であった。少年時代から賢明の聞こえ高い時康親王こそ、まさに次の天皇に相応しいとみたに違いない。陽成天皇の廢位から光孝天皇の擁立に至る一連の経過について、河内祥輔氏は、皇統の「直系」か「傍系」か、またその手続きは貴族による「合議制」による等の研究結果を発表されており、非常に首肯する所が多いが、こここの件については、筆者は、政界の主導的立場に居る基経の決定権に左右されていると考えている。多くの他の公卿達は、

基経の举措をみて、それに従っていたのではなからうか。

元慶八年(八八四)二月五日、光孝天皇は即位し、その二ヶ月後の四月十三日に、自らの皇子女二十九人すべてに源朝臣を与え臣籍に下された。<sup>(43)</sup>これは皇子女の皇位継承権を放棄させたことで、次の天皇には基経の身内から擁立されることを暗に示唆したものであろう。そしてさらに同六月五日、光孝天皇は基経に、「自ニ今日一官庁<sup>ル</sup>坐<sup>天</sup>就<sup>天</sup>萬政領行<sup>此</sup>、入輔ニ朕躬、出総ニ百官<sup>之</sup>。応<sup>レ</sup>奏之事、応<sup>レ</sup>下之事、必先諮稟<sup>(46)</sup>与。」と宣せられ、ここには「関白」の語は見えないが、「関白」の実は、ここに始まった、というのが諸氏の見解の一致するところである。基経は、「関白」とは成人された天皇を補佐する立場のもの、との理解のもとに受諾したのである。

#### 宇多天皇即位と阿衡の紛議

源定省は、仁和三年(八八七)八月二十五日、朝臣姓を削り、親王に復せられ、翌二十六日、皇太子に立てられ、光孝天皇崩御の日に即位された。<sup>(45)</sup>宇多天皇二十一歳である。

源定省は、前項でも述べたように、臣籍に下された二十九人のうちのお一人であって、皇位継承権を放棄させられていたのである。従って、基経にしてみれば到底容認できることではなかった。それまで、光孝天皇と基経とは君臣水魚の間柄で良好な関係を保っていたため、光孝天皇が特に愛された第七皇子の源定省を次の天皇に擁立するよう、基経にしばしば打診はされていたけれども、基経はその期待に容易にこたえなかったら

<sup>(49)</sup>しい。またその上、基経には、祖父 冬嗣、義父 良房の期待を背負っているという意識もあり、光孝天皇在位の期間中に、身内の若い親王の帝王教育をすればその期待にもこたえることができるのではないかという心算があつたのではなからうか。ところが予期せぬことに、光孝天皇は、在位わずか三年余で病床に伏し、基経の心に描いた予定が頓挫してしまったのである。

「宇多天皇御記」に、光孝天皇は、今わの際に、左の手で定省親王の手をとり、右の手で基経の手をとって、大臣に自分の子の如く輔弼してほしい、と後事を託して息を引き取られた<sup>(50)</sup>ことが見えており、結局最終的に不本意ながらも先帝の遺詔を尊重して、宇多天皇の即位を認めざるを得なかったのではなからうか。

宇多天皇は、仁和三年十一月十七日に即位式をあげられ、その直後の同二十一日に、基経に対して「萬機巨細、百官惣己、<sup>(51)</sup>（皆）関<sub>二</sub>白於太政大臣<sub>一</sub>、然後奉下。（一如<sub>二</sub>旧事<sub>一</sub>、主者施行<sup>(52)</sup>」の詔を下された。これが「関白」の詔の初見である。基経は慣習に従って、同閏十一月二十六日、辞退の上表文を提出したが、翌二十七日の勅答には「宣<sub>下</sub>以<sub>二</sub>阿衡之任<sub>一</sub>為<sub>中</sub>卿之任<sup>(53)</sup>上。」とあつたのが、思いがけない事件となつたのである。その事件とは、基経の家司 藤原佐世が「阿衡無典職<sup>(54)</sup>」と述べたことから起つた紛議である。基経は、この「阿衡」に非常にこだわり、佐世の意見に従って政務をみなくなった。宇多天皇は、以前の元慶八年に父 光孝天皇が、基経に対して同じ「阿衡」の言葉を使われた折、何ら問題が起きなかつたのに、今回に限り、何故この二

字が問題化したのか理解できなかった。しかし、その時すでに、問題が起こりうる下地が基経にはあつたのではないか。それは、先に述べたところの、一旦臣籍に下り皇位継承の資格を放棄した源定省を、同じような立場に居た源融の自薦を拒絶した<sup>(55)</sup>手前上、いくら先帝の遺詔を尊重したといえど、自分の矛盾した行為に後顧の憂いが残つた筈である。

そしてもう一つは、太政大臣・摂政・関白の職掌について、宇多天皇と基経との間に、認識のずれがあつたこと、である。

瀧浪貞子氏は、この時点に於ける基経の認識について、幼年天皇と成人天皇とで後見者としての立場・権限の違い、即ち「摂政」と「関白」の違いがあることを了解していたが、宇多天皇は、摂政と関白の語を混用しており、そのことが基経の癪にさわつたらしいと。さらに、先の「関白」の語が見える詔（仁和三年十一月廿一日）の表題「賜<sub>下</sub>摂政太政大臣関<sub>二</sub>白萬機<sub>一</sub>詔上<sup>(56)</sup>」と詔の中の「三代摂政」を取り上げ、その最後に「一如<sub>二</sub>旧事<sub>一</sub>、主者施行」で締めくくっているから、基経に「摂政」という立場で、関白することを求め、そして旧の如く、即ち三代（清和・陽成・光孝各天皇）の摂政を務めてきた如く施行せよと。なお、この詔に対して閏十一月二十六日、基経から辞退の上表文が提出されたが、その表題が「太政大臣辞<sub>二</sub>摂政<sub>一</sub>第一表」であつて、基経は宇多天皇の「摂政」でないことを承知の上で、表題に「辞<sub>二</sub>摂政<sub>一</sub>」とわざと記したのは、その誤用の反省を促したものではなからうか。いわば宇多天皇は摂政と関白の語を混用↓摂政と関白の立場なり職権の違いを認識していなかつたことに基経

が苛立ったのではないか、との指摘である。筆者もこの論に賛意を表したい。

さて、そのような状況のところへ、藤原佐世が、この「阿衡」の言葉尻をとらえて、学者間での学閥的な対立関係を政治利用しようとしたのが紛議の発端となったのである。明経道の佐世と学問的に対立していたのが、奇しくもこの詔の作者で文章博士の橘広相であった。広相は、名門橘氏の出で博学宏才、文章生から三代（陽成・光孝・宇多各天皇）の侍読となり、特に宇多天皇からは「朕（之）博士」と呼ばれるほどの親密さであった故、基経にとつては無視できない存在でもあった。しかし、もし佐世のいらざる焚付がなかったならば、「阿衡」の二字が問題化することなく、紛議が起こらなかつたのではないかと筆者は思う。再び瀧浪氏の言を借りれば、光孝天皇の時、基経の立場を表すのに用いられた「阿衡」を再度持ち出すことで、基経に対するより大きな敬意を示したもので、基経に全面的に頼る宇多天皇としては、すべて「旧事の如く」<sup>(56)</sup>光孝朝にならつたつもりであつたのだ、そこに悪意などあるはずはなかつた、と。筆者の見解も同様である。

しかし、先に述べた佐世の一言で、基経は出仕しなくなり、かつまた「阿衡」の二字にこだわつたのである。宇多天皇・左大臣源融らが問題の解決に奔走、明法博士らに勘文を求めたり、広相と佐世の対論をさせたりと、種々の対策を実施したが、多くはカリスマ的支配型の基経に与し、広相は孤立状態になり、事件の解決の糸口さえ見えなくなつたので、仁和四年（八八八）

六月二日、宇多天皇は、先の勅を取り消し、新たに

去十一月廿一日下詔書云。（中略）然而朕之本意<sup>(57)</sup>波万政平

関白<sup>(58)</sup>天、欲レ頼ニ其輔導<sup>(59)</sup>一奈毛前詔波下世流。而奉レ旨作ニ勅答

之人広相<sup>(60)</sup>加引ニ阿衡<sup>(61)</sup>一波、已乖ニ朕本意<sup>(62)</sup>一奈利。

を出された。朕の本意は、基経が万政を関白し、朕を輔導してくれることで前詔を出したので、広相が引いた「阿衡」は「朕の本意」と異なるものである。とした。今回のこの改めて出した詔は、源融の助言に従つたもので、天皇御自らの本心から出したものではない。だから、天皇はこの時のお気持ち、約五ヶ月後の「御日記」に「獨世之事如<sup>(63)</sup>是、可<sup>(64)</sup>レ為ニ長太息<sup>(65)</sup>一也」と仰せられている。

しかるに、この日から三日後の六月五日に、勅答作成者橘広相の強硬な五ヶ条の反論<sup>(66)</sup>があり、広相に反省の色なしとみた基経は、事件解決の糸口を閉ざしてしまつた。その後、三ヶ月余りは『日本紀略』にしても『政事要略』、『扶桑略記』にも、阿衡問題に関して何も語っていないが、同十月十三日に至つて、大判事<sup>(67)</sup>惟宗直宗らをして橘広相の罪名を勘申せしめることになつた。

ところが、この勘申の期限が、翌々日の十月十五日であつたが、その勘申に「件勘文未<sup>(68)</sup>進之前、有<sup>(69)</sup>ニ恩詔<sup>(70)</sup>一被<sup>(71)</sup>免、仍不<sup>(72)</sup>進<sup>(73)</sup>レ之」との付記がある。この付記によって、事態はわずか三日の内に一転、広相の処罰を不問に付す、ということであり、基経からも「基経從<sup>(74)</sup>レ始无<sup>(75)</sup>ニ何意<sup>(76)</sup>一。然前詔者有<sup>(77)</sup>下可<sup>(78)</sup>レ関<sup>(79)</sup>斗白<sup>(80)</sup>大少事<sup>(81)</sup>一之恩命上、後詔者以<sup>(82)</sup>ニ阿衡<sup>(83)</sup>之任<sup>(84)</sup>一為<sup>(85)</sup>ニ卿任<sup>(86)</sup>一者也。微<sup>(87)</sup>臣<sup>(88)</sup>疑<sup>(89)</sup>ニ先

後之詔其趣一同<sup>(65)</sup>：无<sup>(63)</sup>他腸<sup>(63)</sup>」という返事が天皇のもとに届いて、事件が一気に解決したのである。

さて、この基経の弁解めいた言辞によると、微臣とあるところから（へりくだった態度で）自分は最初から何ら問題にする気がなかった（「関白」の初見の詔<sup>(66)</sup>仁和三年十一月二十一日の詔の時点）が、後の詔（仁和三年閏十一月二十七日の勅答）に「関白」が消えて（表題には「関白」が見えるが）「阿衡」となっている点に疑問を持った（佐世の「阿衡無<sup>(67)</sup>典職<sup>(67)</sup>」の説に一時は傾頭したことを暗示しているように筆者には思える）だけで、何ら二心がなかった、と述べている。

このように、突然の解決の背景となったのは、宇多天皇が「摂政」と「関白」の立場や職権の違いについて、基経と同じ認識を持つに至ったこと、そして十月六日に基経の十七歳の娘 温子を入内させ、三日後の九日に入御としたこと<sup>(64)</sup>、更に讃岐守 菅原道真が、基経の非を喝破した「奉昭宣公書」が提示されたことなどが考えられる。

筆者は、この紛議の解決に最も強いインパクトを与えたのが、この「奉昭宣公書」であると確信している。この書の執筆時期は、仁和四年（八八八）十一月<sup>(65)</sup>であろうから、紛議の解決には、時間のずれが明らかであり、その点で論争のあることは承知している。だから筆者は、昭和五十一年に「菅原道真の「奉昭宣公書」と題して青山短大紀要第五号に詳しく述べたのでそちらを参照していただきたい。今、ここでは、基経と道真の関係から本書について、あらためて再考することにした。

基経は、九歳若い道真に対して、その接し方は尋常ではなかった。例えば、仁和二年（八八六）正月、道真が讃岐守に任じられたが、その赴任に先だって催された宮中の内宴に於て、基経はひそかに道真を慰めようとしたこと<sup>(66)</sup>、また別の機会に、道真のために、基経の書斎で餞席を設けたこと<sup>(67)</sup>等があった。基経は学問好きであったことについては、諸氏の一致した見解であるが、従って学者にも好意をもち、特に道真に対して、年下にもかかわらず尊敬の念を持ち、かなり古くから面識があり、書を通じ、あるいは宴を通じて親交を持っていたのである。

では、道真をして「奉昭宣公書」を書かした動機は何か。『北山抄』に於て

広相不仕、送書讃州、「時菅丞相、為州刺史、」刺史奉書於大相国<sup>(68)</sup>。

とみえるように、紛議の直接の関係者である橘広相が、十月（仁和四年）になると出仕しなくなり、そして苦しい状態を認め<sup>(69)</sup>た手紙を讃岐守として任国中の道真のもとに送ったことが、直接の動機であろうと考えられる。しかし、時すでに紛議が起こって（仁和三年十一月）から一年近くが経過しようとしているのである。できるだけ早く讃岐を出発して京都へ行き、広相と基経に面談して紛議解決に一役立ちたいと思うのは当然である。道真がいつ讃岐を出発したかは明らかでないが、弥永貞三氏によれば、仁和四年十月の初めであろうとされている。弥永氏は、道真の『菅家文章』にみえる、その頃の詩を詳しく検討され、また讃岐・京都間の行程日数等から、道真の在京期間を「十月

初めから十一月末頃」としておられる。<sup>(70)</sup> 筆者は、この期間設定には異論をはさむものではない。本書には

某今日日偷入三皇城<sup>(71)</sup>

とある「今月」というのは、勿論「十月」であり、しかも月上旬とみてさしつかえない。

道真は、仁和四年（八八八）十月上旬、阿衡紛議の解決のために、一時帰京し、親しい友人を訪問するような気持ちで、基経邸・広相邸を往復し、腹藏のない意見を述べたことであろう。

特に基経に対して厳しい意見を述べたことが、「奉昭宣公書」の内容から、十分察知できる。<sup>(72)</sup> 道真の基経への意見陳述は、おそらく「十月十五日」以前で終わり、それを受けて、基経が「基経從レ始、无ニ何意ニ云々」の返事を宇多天皇にお届けしたと考えるのである。道真は、事件の解決をみた上で、本書を執筆し、再び任国讃岐へ赴任して行ったと筆者はみている。学問を好み、学者を、特に道真を尊敬の念でみている基経なればこそその円満解決とみてよい。いずれにしても、この呆気無い解決には、基経の政治姿勢として、最も大事な学問を裏付けとした「正論」に従う、「筋を通す」という不動の意志があったと考えてよい。その三年後の寛平三年（八九一）正月十三日、基経は五十六歳で薨去した。<sup>(73)</sup> 計らずも、その半年ほど前の寛平二年五月十六日に、橘広相も卒していた。五十三歳であった。<sup>(74)</sup>

まとめに

基経は、叙爵から、中納言に昇進するまでの間は、義父 良房

の庇護のもとで、もっぱら良房の行動を見て習うことに専念していた。しかし貞観十四年（八七二）八月、右大臣になった直後の九月に良房が薨じたので、今後は基経自身のカラーで政權に携わらねばならなくなるのである。彼の政治姿勢をみるならば、先ず第一に、清和天皇の退位後の行動に対する対応、第二に陽成天皇の廃位への対策、そして第三に宇多天皇と阿衡の紛議への処置について、どのような姿勢を取ってきたか、でまとめたい。

第一。清和天皇は、陽成天皇への譲位の詔の中で、基経に摂政就任を要請し、上皇御自らが「上皇権」を放棄する意図を宣された筈であった。にもかかわらず政治への関与があったことに、基経は強い不満の意を示したのである。このことで基経を非難することはできない。基経は「正論」を通したとすべきである。彼の学問で得た思想がその裏付けとなっているのではないか。

第二の陽成天皇廃位については、基経の最も非難されるころではあるが、天皇としての自覚が欠けると思える人物を、いくら身内だからといって容認できないところに基経らしさを見ることができる。

一般に藤原氏をみる場合、冬嗣・良房の如く、一家の発展のみを図る意志があれば、陽成天皇を廃位せずにそのまま天皇としておいても差し支えなく、むしろそれを口実として自らの専制体制を正当化し、そのあとに、また身内の幼帝を擁立し、益々權勢を振るうこともできた筈であるのに、それを敢えて避けた

ところに「正論」を貫く裏付けとして、彼の学問があるように思うのである。

第三の宇多天皇と阿衡の紛議についても同様のことが言えよう。基経は「阿衡」の二字にこだわったのも、佐世のいらざる発言が発端となったが、却ってそれが基経にとっては迷惑なことであったと思う。確かに宇多天皇との認識のずれがあったが、信賴関係にあった先帝の推挙する人物で、人主の器として申し分ない筈で、このずれなどは時間が解決するものと考えていたのではないだろうか。しかし佐世が問題として発言した以上、そのまま放置しておくわけにも行かず、何らかの形で結着をつけねばならないことになってしまったのであろう。筆者がそのようにみる理由は、あまりにも呆気無く解決してしまったことにあるのである。基経にとって好運であったのは、学者として尊敬していた菅原道真の「奉昭宣公書」の元となる諫言が、紛議に結着をつける絶好の機会となったことである。

このように、一連の基経の姿勢をみて、筆者は、基経の返書に於て述べている所の○印をした「微臣」に注目した時、難局に立ち至った基経の対処に、彼の人生観・世界観を理解することができたのである。関裕二氏が、その著で、基経について述べているのは、わずか一頁あまり（二九六〜七頁）の阿衡事件に関する部分だけである。そこには「基経は、天皇家の外戚として、並び立つものがないほどの権勢をほしきままにしていた。対立する幼帝を廃し、自由に動かせる老帝を担ぎ上げていた。（中略）「阿衡」の二文字で表現したことが基経の機嫌を損ねた。

（中略）半年間の紛糾ののち、ついに宇多天皇が基経に謝るところで落着した。（中略）利は基経にあった。宇多天皇を押さえつけることに成功するからである。」とあり、藤原氏一族の一員とみている。筆者は、基経が自らを「微臣」即ち天皇の臣下であると、謙称できたのは、相当深く学問に傾頭した成果であると考えるのである。従って、天皇に対しては、「人主の器」「聖君」の姿を希むのも道理である。

基経の人物評は、二十歳代（左近衛少将時代）の頃について『三代実録』に次のように見えている。

左近衛少将藤原朝臣基経、少有風骨<sup>(76)</sup>、才望甚高。時論皆謂、非常之器也。先帝重其雅量<sup>(76)</sup>。尤見親寵<sup>(76)</sup>。

基経は、「少にして風骨あり、才望甚だ高く、非常の器であるといわれ、先帝（文徳天皇）からは特に親寵された」という。少にしてとは十代の頃のことであろうが、その頃のエピソードについては、拙論「藤原基経の良房猶子の時期について」（『大阪青山短大國文』第十四号所収）に於て述べたが、今ここで、それを簡単に引用したい。

文徳天皇の御父 仁明天皇は、基経の器量を高く評価されておられた事が、『大鏡』に、「昭宣公幼童時求作出作爪事<sup>(77)</sup>」に記されている。他に、笙の名手として『花鳥余情』、『続教訓抄』や『体源抄』等にも記録が残されている。これらは「幼童時」のこととして、特に器楽（笙の吹奏）にすぐれた才能を発揮していたことが紹介されているが、天皇から親寵されたり、良房に認められて猶子にされる等のことは、単に器楽に素質があるという

だけではなく、身体強健、頭脳明晰で、行動も敏捷であったことに他ならない。

長じては学問を好み、積極的に、何事にも挑戦していく態度が培われていったとみてよい。坂本太郎氏は「藤原良房と基経」に於て、基経の学問について強調したいテーマであるとして「基経と学問」という一項を設けて詳述されている。そこには、先ず『日本紀』講書に於て、自らが積極的に参加するだけではなく、全公卿をも参加せしめ、質疑応答は勿論、竟宴和歌まで全うすること。また、朝廷の大事に際してとるべき措置として、いちいち学者の意見に従って決定しなければ満足できなかったこと等が述べられている<sup>(79)</sup>。

現在では学問の神様と称されている菅原道真の基経への諫言が「阿衡」の紛議の解決に重要な意味を持ったことは、先に筆者が述べた通りである。

基経が学問を通じて得たものは、「正論を貫く」ことであった。「正論」の三要件について、令和元年七月十六日(火)、NHKのEテレビで知恵泉「菅原道真」で、所功氏が「知・仁・勇」であると説明<sup>(80)</sup>されていた。まさにその通りであって、知識・仁愛は当然であつても勇気がなければ「正論」とは言えない。基経は、「微臣」として天皇に反省を求めた勇氣と同時に、自らも菅原道真の勇氣ある諫言を受け入れることができたのである。

基経は、自らを「微臣」とみて驕り高ぶることなく、「社稷の臣、基経」としての政治姿勢を貫いたとみたい。

以上。

凡例

○古典大系 ↑ 日本古典文学大系

○青山短大紀要 ↑ 大阪青山短期大学研究紀要

註

(1) 『文徳実録』斎衡元年十月 壬戌条、及び『公卿補佐』第一篇、清和天皇 貞観六年条、但し生年については『尊卑分脉』に「承和二年」とある。

(2) 坂本太郎氏「藤原良房と基経」(日本歴史学会編『歴史と人物』所収)一六九頁。なお本論文は、同氏著『古典と歴史』にも収められている。

(3) 米田雄介氏「藤原良房の猶子基経」(亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』所収)三四六頁

(4) 『文徳実録』斎衡三年七月 癸卯条

(5) 『三代実録』貞観十四年九月二日 己巳条

(6) 米田雄介氏 前掲論文 註(3)

(7) 同右 三四七〜八頁

(8) 同右 註(7)

(9) 栗原弘氏「藤原良房・基経の養子関係の成立時期について」

(『古代文化』四三—一二所収) 一二頁

(10) 『大鏡』(古典大系)第二卷裏書・昭宣公事条 三一五頁

(11) 『三代実録』貞観八年十二月八日 己卯条に

天皇降ニ手勅一、進ニ参議正四位下行左近衛中将兼伊予守藤原朝臣基経階一加ニ従三位一。任ニ中納言一。

とあり、基経は清和天皇御自筆の勅を賜わって中納言に任

ぜられた。

(12) 『尊卑分脉』第一篇 三六〜四四頁

(13) 『公卿補任』第一篇 嵯峨天皇 弘仁二年条に

藤冬嗣

(弘仁元年) 三月十補藏人頭 (是頭始也) (巨勢) 野足

同補之、

とある。

(14) 同右に「大同元 (中略) 任春宮大進、二正廿三春宮亮」とある。

(15) 但し、弘仁十四年五月、藤原道雄は参議に就任しているが、同九月に卒している。また天長三年三月、即ち冬嗣が薨じる四ヶ月半ほど前に藤原愛発が参議に任ぜられているが、いずれも冬嗣の政治をバックアップする段階に至り得なかったようである。

(16) 『文徳実録』斎衡三年六月 丙申条、潔姫薨伝に

潔姫者 嵯峨太上天皇之女也。母当麻氏。天皇選<sub>レ</sub>賀未<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>。太政大臣正一位藤原朝臣良房弱冠之時、天皇悦<sub>二</sub>其風操超<sub>レ</sub>倫、殊勅嫁<sub>レ</sub>之。

とある。潔姫・良房の婚姻は、冬嗣の計略のみではなく、良房自身の風操が倫を超えているのを嵯峨天皇も悦ばれたことにもよる。

(17) 『日本紀略』弘仁十四年四月 壬寅条

(18) 『三代実録』貞観十三年九月廿八日 辛丑条に

是日太皇太后崩。太皇太后、姓藤原氏、諱順子。贈太

政大臣正一位冬嗣朝臣之女也。(中略) 仁明天皇儲式之日、聘以<sub>レ</sub>宮。

とある。

(19) 『続日本後紀』承和二年四月 辛巳条

(20) 中納言四人例は、(一)冬嗣：弘仁九年、(二)三守：弘仁十二年、

(三)愛発・吉野：天長九年、(四)良房：承和二年、(五)橘氏公：

承和五年である。以後まだこの例をみるが、一応良房の時代までを掲げた。

(21) 瀧浪貞子氏「陽成天皇廢位の真相——摂政と上皇・国母——」

(瀧谷壽・山中章編『平安京とその時代』所収) 五七頁

(22) 『三代実録』陽成天皇 元慶八年二月四日 乙未条

(23) 同右 貞観十八年十一月廿九日 壬寅条

(24) 角田文衛氏「陽成天皇の退位」(『王朝の映像』所収) 一七八〜一七九頁。但し、角田氏は、昭和四十三年に「陽成天皇の退位について上・下」を『日本歴史』九・十月号(第二四三・二四四号)に連載されたが、それを昭和四十五年に『王朝の映像』に「陽成天皇の退位」と題して収められた。

(25) 拙稿「藤原基経の天皇廢位について」(『青山短大紀要』第

四号所収) 二〜三頁

(26) 『三代実録』清和天皇 貞観十八年十一月廿九日 壬寅条

(27) 瀧浪貞子氏 前掲論文 六二頁

(28) 『三代実録』元慶三年五月八日 丁酉条

(29) 同右 元慶三年十月廿四日 庚辰条

- (30) 同右 元慶四年十二月四日 癸未条
- (31) 同右 元慶四年十二月十五日 甲午条
- (32) 瀧浪貞子氏 前掲論文 六四頁
- (33) 『三代実録』 元慶五年二月九日 丁亥条
- (34) 同右 元慶五年二月廿一日 己亥条、四月廿五日 壬寅条
- (35) 同右 元慶六年正月二日 乙巳条
- (36) 同右 元慶六年正月廿五日 戊辰条
- (37) 瀧浪貞子氏 前掲論文 六三頁
- (38) 『三代実録』 元慶七年十一月十日 癸酉条、十三日 丙子条、十六日 己卯条
- (39) 同右 元慶六年二月廿八日 辛丑条
- (40) 瀧浪貞子氏 前掲論文 六九〇七〇頁
- (41) 『扶桑略記』 第廿一 元慶八年九月廿日条
- (42) 『三代実録』 光孝天皇即位記
- (43) 河内祥輔氏 『古代政治史における天皇制の論理』 「第六 光孝擁立問題の視角」
- (44) 『三代実録』 元慶八年二月五日 丙申条
- (45) 同右 元慶八年四月十三日 癸卯条 及び同六月二日 辛卯条
- (46) 同右 元慶八年六月五日 甲午条
- (47) 同右 仁和三年八月廿五日 丙寅条
- (48) 同右 仁和三年八月廿六日 丁卯条 及び『日本紀略』 仁和三年八月廿六日 丁卯条
- (49) 菅原道真 「奉昭宣公書」 (『政事要略』 卷卅) に

先皇欲<sub>下</sub>立<sub>今上</sub>一為<sub>中</sub>太子<sub>上</sub>者数、而大府不<sub>レ</sub>務<sub>二</sub>奉行<sub>一</sub>とある。

- (50) 「宇多天皇御記」 (「寛平御記」ともいう) (『政事要略』 卷卅) に

御日記云。(中略) 仁和四年六月二日 (中略) 先日先帝左執<sub>二</sub>愚之手<sub>一</sub>、右執<sub>二</sub>相国之手<sub>一</sub>、託曰。我日衰耗、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>是<sub>レ</sub>抛<sub>二</sub>何事<sub>一</sub>、此人必如<sub>二</sub>卿子<sub>一</sub>為<sub>二</sub>輔弼<sub>一</sub>耳。於<sub>レ</sub>是帝崩。(中略) 答曰、謹奉<sub>二</sub>命旨<sub>一</sub>必能奉。

とある。

- (51) 『日本紀略』 仁和三年十一月十七日 丙戌条

- (52) 同右 仁和三年十一月廿一日 庚寅条、但し ( ) 内は、『政事要略』 卷卅 「賜<sub>下</sub>撰政太政大臣関<sub>二</sub>白萬機<sub>一</sub>詔<sub>上</sub>」条によつて補う。

- (53) 『日本紀略』 仁和三年閏十一月廿七日 丙寅条

- (54) 『北山抄』 卷第十裏書 阿衡事条に

寛平之初、昭宣公関白詔、広相作之。阿衡任為公之任云々。佐世申云、阿衡無典職、不可関白宮中庶務仍持参官奏不覧之。とある。

- (55) 『大鏡』 第二卷 「太政大臣基経<sub>昭宣公</sub>」条に

「いかかは、ちかき皇胤をたづねば、融らもはべるは」といひいでたまへるを、このおとどこそ「皇胤なれど、姓給てただ人にてつかへて、位につきたる例やある」と申いで給へれ。

とある。

(56) 瀧浪貞子氏「阿衡の紛議 — 上皇と摂政・関白 —」(『史窓』第五十八号 所収) 四六〜五〇頁

(57) 瀧浪貞子氏、同右 註(56)

(58) 『政事要略』卷卅 仁和四年六月二日詔事、及び『扶桑略記』仁和四年六月二日条。『日本紀略』には「六月六日」となっている。

(59) 「御日記」(『政事要略』所収) 仁和四年十一月三日条

(60) 同右 仁和四年六月五日条

(61) 『日本紀略』仁和四年十月十三日 丁丑条。なお、勘申の内容は『政事要略』所収、仁和四年十月十五日の「勘申左大臣 弁正四位下橋朝臣広相犯罪一事」に見える。

(62) 『政事要略』同右 「仁和四年十月十五日」勘申の付記

(63) 「御日記」 仁和四年十月廿七日条

(64) 『日本紀略』 仁和四年十月六日条 及び九日 癸酉条

(65) 「奉昭宣公書」の文中に「去十月、大臣命明法博士云…と見える。

(66) 『菅家文草』卷第三(古典大系)一八四番、二四八頁

(67) 同右 一八六番、二四九頁

(68) 『北山抄』卷第十、註(54)の後に見える。

(69) 「御日記」(『政事要略』所収) 仁和四年十月廿七日条に 朕博士月来蒙冤屈、隠居不仕。朕傷之日深。

とある。

(70) 弥永貞三氏「菅原道真の前半生」(『日本人物史大系』第一

卷所収) 朝倉書店 一八六〜一八八頁

なお、讃岐・京都間の行程日数について、氏は、「延喜兵部式」としておられるが「延喜主計式」が正しい。

(71) 菅原道真「奉昭宣公書」(『政事要略』卷卅所収)

(72) 同右。本書には、基経に対する厳しい意見は約十ヶ所に見えるが、その中でも特に厳しいとみられる箇所を次に掲げる。

① 若起于広相一留為ニ流例一、後之作レ文者、未ニ必免ニ罪科一。

② 如レ是則世之特好ニ文章一者、争避ニ網羅一、争避ニ網羅一、則无ニ家学之人一、无ニ家学之人一、則文章自レ慈而廢矣。

(73) 『日本紀略』寛平三年正月十三日 癸亥条

(74) 同右 寛平二年五月十六日 辛丑条

(75) 註(63)

(76) 『三代実録』貞観十年二月十八日 壬午条

(77) 『大鏡』(古典大系)第五卷裏書・昭宣公幼童時求作爪事条 三九四〜五頁

(78) ○一条兼良『花鳥餘情』(『国文註釈全書』三 所収) 十九 若菜上に

御記、延喜五年正月廿二日、召保忠令吹笙、曲調頗堪聴、因賜橘皮笙、是故太政大臣昭宣公弱冠時、承和天皇為令學習所給也。寛平中以其名物令獻之

とある。弱冠とは通常二十歳をいうが、これは仁明天皇時代のことであるから、基経の十四歳以前のことである。

○粕朝葛『続教訓鈔』（『日本古典全集』六期 所収）十一  
上吹物に

今我朝ニハ、堀川関白昭宣公也ヲモテ、笙祖トシタテマツ  
リ、其弟子八條大将保忠（下略）

○同書 古昔吹笙名人に

昭宣公藤原基経（下略）

とある。

○豊原統秋『体源抄』（『日本古典全集』四期 所収）古来以  
レ笙得レ名輩事に

我朝

昭宣公基経 関白良房男 八條大将保忠 左大臣時平男（下略）

ともみえる。

（79）坂本太郎氏 前掲論文註（2）一七八〜一八七頁

（80）令和元年七月十六日（火）NHKのEテレビ、知恵泉「菅  
原道真」に於ける所功氏の説。

余計なことではあるが、画面に「政事要略」を誤って「政  
治要略」と表記していた。

（令和二年七月二十三日）